

第42号議案

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月5日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(手当の種類)				(手当の種類)			
第3条 手当の種類は、次のとおりとする。				第3条 手当の種類は、次のとおりとする。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) <u>災害応急業務等手当</u>				(4)～(6) (略)			
(5)～(7) (略)							
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	支給額		手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	支給額	
1～3 (略)				1～3 (略)			
4	災害応急業務等手当	重大な災害に係る応急対策等に関する業務であって市長が定めるものに従事した職員	日額 1,080円 (午前0時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの時間帯が含まれるときは、1,620円)を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額				
5～7 (略)				4～6 (略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊川市職員の特
殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、重大な災害に係る応急対策等に関する業務に従事し
た職員に対し、災害応急業務等手当を支給する必要があるからである。